

# 群馬県林業改良普及協会会則

## 第1章

(名 称)

第1条 本会は、群馬県林業改良普及協会という。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、前橋市大渡町一丁目10番7号群馬県公社総合ビル内に置く。

(目 的)

第3条 本会は、林業普及指導事業に関する自主的な活動を促進し、県が行う林業普及指導に協力することにより、森林及び林業の果たす役割を認識せしめ、明るい豊かな農山村を建設し、県民の福祉の向上に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1 林業の普及指導を促進するため、自主的な活動、森林の公益的機能及び環境緑化に関する普及
- 2 講演、講習、実施指導、座談会等の開催
- 3 青少年活動の育成、助長
- 4 優良林業地の視察またはその斡旋
- 5 図書印刷物の出版、配布及び斡旋
- 6 特用林産物の普及および斡旋
- 7 群馬県木炭協会運営事務の協力
- 8 その他必要な事項

## 第2章

(資 格)

第5条 本会の会員は、団体（これに準ずるものを含む）法人、個人及び学識経験者であつて、本会の趣旨に賛同し運営に協力するものとする。

(入会及び脱会)

第6条 入会または、脱会しようとするものは、別に定める様式によりその届けを会長に提出しなければならない。

(資格の喪失)

第7条 会員は、次の事由によって退会する。

- 1 会員たる資格喪失
- 2 死 亡
- 3 解 散

### 第3章

#### (役職員)

第8条 本会に次の役職員を措く。

- |       |     |
|-------|-----|
| 1 会長  | 1名  |
| 2 副会長 | 若干名 |
| 3 理事  | 若干名 |
| 4 監事  | 若干名 |
| 5 書記  | 若干名 |

#### (役職員の職務)

第9条 役職員の職務は、次のとおりとする。

- 1 会長は、会を代表し会務を統括する
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代行する
- 3 監事は会務を監査する
- 4 書記は事務に従事する

#### (役員任期)

第10条 役員任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

- 2 役員は任期満了後でも後任者の就任するまでは、その職務を執行する。

#### (役員選任)

第11条 会長、副会長、理事及び監事は総会において選任する。

- 2 書記は会長が任命する。

#### (役員補充)

第12条 役員に欠員を生じたときは、総会の承認を得て会長が補充する。  
ただし、この場合就任した役員任期は前任者の残任期間とする。

#### (顧問及び参与)

第13条 本会に顧問及び参与をおくことができる。

- 2 顧問及び参与は、理事会の承認を得て会長が委嘱する。
- 3 顧問は本会の運営に関する諮問に応じ参与は会務の運営に対し、意見を述べるができる。

### 第4章 会議

#### (会議の種類)

第14条 会議は総会及び役員会とする。

#### (総会)

第15条 総会は毎年1回会長が召集する。ただし、次の場合に会長は臨時に総会を召集することができる。

- 1 会長が必要と認めたとき。
- 2 3分の1以上の会員から総会召集の要求があったとき。
- 3 代議員は地区林業振興会等の団体が個人会員中より別表に定める基準により選出するものとし、その任期は2年とする。

(総会の議決)

第16条 総会では次の事項を議決する。

- 1 事業報告及び収支決算の承認
- 2 事業計画及び予算の承認
- 3 役員を選任及び解任
- 4 会則の変更
- 5 その他

(役員会)

第17条 理事は会務の執行上必要があるとき、または理事の3分の1以上の要求があったとき会長が召集する。

(議事の決定)

第18条 会議の議事は、出席者の過半数をもって決めるものとし、可否同数のときは議長が決める。

- 2 総会及び役員会の議長は、会長があたる。

## 第5章

(経費)

第19条 この会の経費は、会費、事業収入、寄付金、補助金等をもってあてる。

- 2 会費は、総会においてこれを決める。

(会計年度)

第20条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。ただし、創立年度の始期は総会開催の日とする。

(附則)

- 1 この会則は、昭和35年7月13日成立、即日施行する。
- 2 昭和48年5月29日会則の一部改正、施行
- 3 昭和49年6月 3日会則の一部改正、施行
- 4 昭和50年6月 6日会則の一部改正、施行
- 5 昭和52年6月 2日会則の一部改正、施行
- 6 昭和56年5月29日会則の一部改正、施行
- 7 昭和58年5月31日会則の一部改正、施行
- 8 昭和59年5月24日会則の一部改正、施行
- 9 平成12年5月22日会則の一部改正、施行

(別 表)

群馬県林業改良普及協会会則第15条3項に定める代議員の選出基準

選 出 基 準	代 議 員 数
個人会員200名未満	4名以内
” 200名以上300名未満	6名以内
” 300名以上400名未満	8名以内
” 400名以上500名未満	10名以内
” 500名以上	12名以内

# 群馬県林業改良普及協会 内規

(総 則)

第1条 この内規は、会則に明記していない事項で必要なものを定めるものとする。

(会 員)

第2条 会則第5条の会員の性格は、次のとおりとする。

- (1) 団体会員 地区協会、任意組合、個人で直接加入者とする。
- (2) 法人会員 会社、協同組合、県森林組合連合会とする。
- (3) 個人会員 地区協会員（林業新知識購読）とする。
- (4) 学識経験者

2 扱い区分

- (1) 群馬県林業改良普及協会扱い会員  
団体会員、法人会員、学識経験者とする。
- (2) 地区協会扱い会員  
個人会員とする。

(役 員)

第3条 会則第8条の役員を選出基準は、次のとおりとする。

理 事	学識経験者（県会議員）	2名
	各地区協会の代表者	7名
	団体・法人の代表者	2名
監 事	林業関係	1名・県森林組合連合会長
	建設業関係	1名・県森林土木建設協会副会長
	団体・法人の代表者	2名
	林業関係	1名・林業経営事業体
	建設業関係	1名・県森林土木建設協会理事

(総 会)

第4条 会則第15条の総会出席者は次のとおりとする。

- (1) 群馬県林業改良普及協会扱い会員
- (2) 地区協会扱い会員より選出された代議員

附 則

この内規は、昭和58年5月31日より適用する。